

遺言書

遺言者 幽齋玄旨 は、この遺言書で次のとおり遺言する。

一、遺言者は、次の物件を妻 光寿院 に相続させる。

(一) 京都府舞鶴市字南田辺一五番二一

宅地 一〇〇〇・〇〇〇平方メートル

(二) 同所一五番地二一

家屋番号 一五番二一

木造瓦葺二階建 居宅

床面積一階 八〇〇・〇〇平方メートル

二階 七六〇・五四平方メートル

(三) 家財道具その他一切の動産

二、遺言者が舞鶴銀行南田辺支店に対して有する預金債権全部を長男 忠興 に相続させる。

三、遺言者が所有する株式会社Aの株式は、そのすべてを次男 興元 に相続させる。

四、この遺言の遺言執行者として、京都府舞鶴市字上安久一四番地一 門田 猛を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

京都府舞鶴市字南田辺一五番二一

幽 齋 玄 旨

印

土地や建物の所在や面積が書かれていなくても

「〇〇市〇〇番地の土地と建物を相続させる」でも有効。

口座番号が書かれていないが特定できれば有効。

遺言執行者は指定しなくても有効

日付は年月日まで正確に書く。

できるだけ実印を押印。名前の下に押印すること。